

鳥取県基金条例の一部改正について

1 条例の改正理由

県内の公共投資及び地域医療確保など重点課題に係る施策を実行し、もって県民の安心で活力ある生活を実現し、及び確保するため、新たに基金を設置する。

2 条例の概要

(1) 次のとおり新たに基金を設置し、基金の運営に関し必要な事項を定める。

名 称	設 置 目 的
鳥取県地域活性化・公共投資臨時基金	県内における公共投資を円滑に実施し、地域の活性化を図るための経費に充てること。
鳥取県地域医療再生基金	県内の医療に係る課題の解決を図るため、医療機能の強化、医師等の確保等を計画的に行う施策の実施に要する経費に充てること。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

(1) 県有地等への自動車の放置が後を絶たないことにかんがみ、条例の失効期限を廃する。

(2) 使用済自動車の再資源化等に関する法律が施行されたことに伴い、所要の改正を行う。

(3) 遺失物法の一部が改正され、遺失物の所有権移転に係る期間が短縮されたことにかんがみ、放置自動車を使用済自動車とみなして引取業者に引き渡すまでの期間を短縮する。

2 条例の概要

(1) 条例の失効期限を平成22年3月31日とする規定を削る。

(2) 県有地等の管理上の支障の除去、生活環境の保全上の支障の除去等放置自動車に対して講ずることのできる措置について、他の法令に定めがある場合は、その定めるところによることとする。

(3) 自動車の走行に必要な装置の主要な部分が破損等している等の要件を満たす放置自動車は、使用済自動車の再資源化等に関する法律に規定する使用済自動車とみなして引取業者へ引き渡す（現行 処分する）ことができることとする。

(4) (3)によっては引き渡せない放置自動車については、放置されている場所、車名等を告示して3月（現行 6月）経過した日以後において、使用済自動車とみなして引取業者に引き渡す（現行 処分する）ことができることとする。

(5) その他所要の規定の整備を行う。

(6) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

船員保険法の一部改正に伴い、同法による保険給付の対象から除外された非常勤の船員を補償の対象に加える。

2 条例の概要

(1) 公務上又は通勤による災害に対する補償の対象となる職員に船員である非常勤職員を加える。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、日本年金機構法の施行の日とする。

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正

1 条例の改正理由

農地法の一部改正に伴い、新たに設けられた知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することができるよう、条例に定める事務の範囲を拡大する等所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 農地法に基づく次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理する事務とする。

事 務	市 町
ア 農業生産法人以外の法人が農地等の権利を取得する場合等における許可をする際の農地等の存する市町村長への事前通知	鳥取市、倉吉市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町及び北栄町
イ アの許可をする場合における農地等の利用状況の報告義務の条件の付与	
ウ アの許可を受けた者に対する必要な措置を講ずべきことの勧告	
エ アの許可の取消し	
オ 国又は都道府県が農地を転用する場合における当該国又は都道府県との協議	鳥取市及び南部町
オ 国又は都道府県が農地等を転用するために権利を取得をしようとする場合における当該国又は都道府県との協議	

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、平成22年1月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

障害者自立支援法の経過措置により、従前の例により運営することができる知的障害者更生施設であった鹿野かちみ園及び鹿野第二かちみ園が、平成22年1月1日に同法に規定する障害者支援施設へ移行することに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 鹿野かちみ園及び鹿野第二かちみ園の種別を「知的障害者更生施設」から「障害者支援施設」に改める。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、平成22年1月1日とする

鳥取県環境影響評価条例の一部改正について

1 条例の改正理由

環境影響評価法の施行に伴い、鳥取県が要綱により定めていた環境影響評価制度を拡充し、周辺環境に著しい影響を与える懸念がある一定以上の規模の事業についての所要の手続等を定めているが、事前の適正な環境保全措置に資するため、引き続きこの条例による手続等を行うよう所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 失効期限を平成21年12月31日とする規定を削る。

(2) 知事は平成31年12月31日を目途として、この条例の施行状況についての検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

(3) 施行期日は、公布日とする。